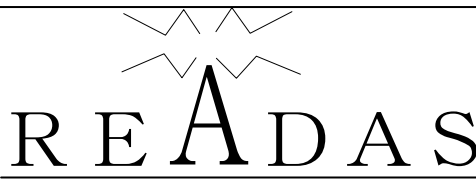


第 6005 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 7月25日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 社員に社宅を貸した場合

**Q**：社員に社宅を貸す場合、賃料はどれくらい取らなければなりませんか？

**A**：次の賃料を徴収してください。

**【解説】**

社員に社宅等を提供する場合は、1か月当たり次の賃料の合計額(賃貸料相当額)を徴収しなければなりません。

- ①(その年度の建物の固定資産税の課税標準額)×0.2%
- ②12円×(その建物の総床面積(m<sup>2</sup>)/3.3m<sup>2</sup>)
- ③(その年度の敷地の固定資産税の課税標準額)×0.22%

会社が社員から賃貸料を徴収しないと、この賃貸料相当額が給与として課税されます。

また、この賃貸料相当額より賃貸料が低い場合には、受け取っている賃貸料と賃貸料相当額との差額が給与として課税されます。

ただし、社員から徴収している賃貸料が、この賃貸料相当額の50%以上である場合には、受け取っている賃貸料と賃貸料相当額の差額は給与として課税されないこととなっています。

この取扱いは、会社が他から借りたものを貸与する場合も同じです。

なお、現金で支給する住宅手当や、入居者が直接契約している場合の家賃負担は、社宅の貸与とは認められず給与として課税されませんので注意してください。

